

広島県告示第九百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

令和七年十月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
青山病院	医療法人社団宏知会 青山病院	尾道市栗原東二丁目二番 六九号	令和七年六月一八日